

# 文部科学省における 教育データの利活用に関する 取組状況

令和7年3月4日 データ利活用制度・システム検討会

文部科学省

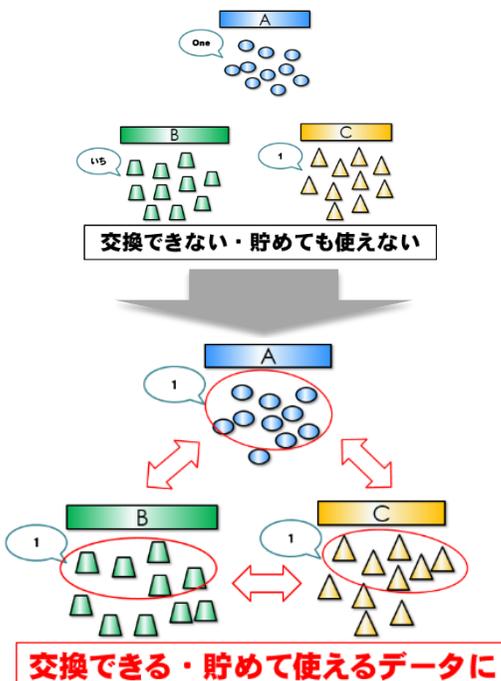
# 教育DXの実現に向けた取組

- 児童生徒 1 人 1 台端末環境において、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの力を最大限に引き出すことに資するよう、教育データを効果的に利活用することが必要。
- そのため、バラバラに定義されたり、活用されている教育データの内容・規格を標準化し、ツールを開発・運用し、データの分析、知見の共有を図る取組を進めることで、教育現場でのきめ細かな指導、行政における政策・施策改善等をより効果的に行うことにつなげる。

## 国が行う取組

### ルール

教育データの内容・規格の  
共通化



### ツール

全国の学校・自治体が共通で  
使えるシステムの開発・運用



### 分析・活用

データの分析、知見の共有



児童生徒がどこでつまずきやすいのかを  
データから分析

地域や学校を超えて、  
よい実践やノウハウを共有

真に支援が必要な子供を特定・支援

学校・行政に還元・反映  
学校現場の改善へ

# 事例：教育ダッシュボードの構築（渋谷区）

## クラス状況シート

クラスの状況を、異なるデータの発生源から複合的にダッシュボードに集約し、多面的に把握  
 その中で、気になる子供は、「個人状況シート」で深堀し、指導や支援に活用

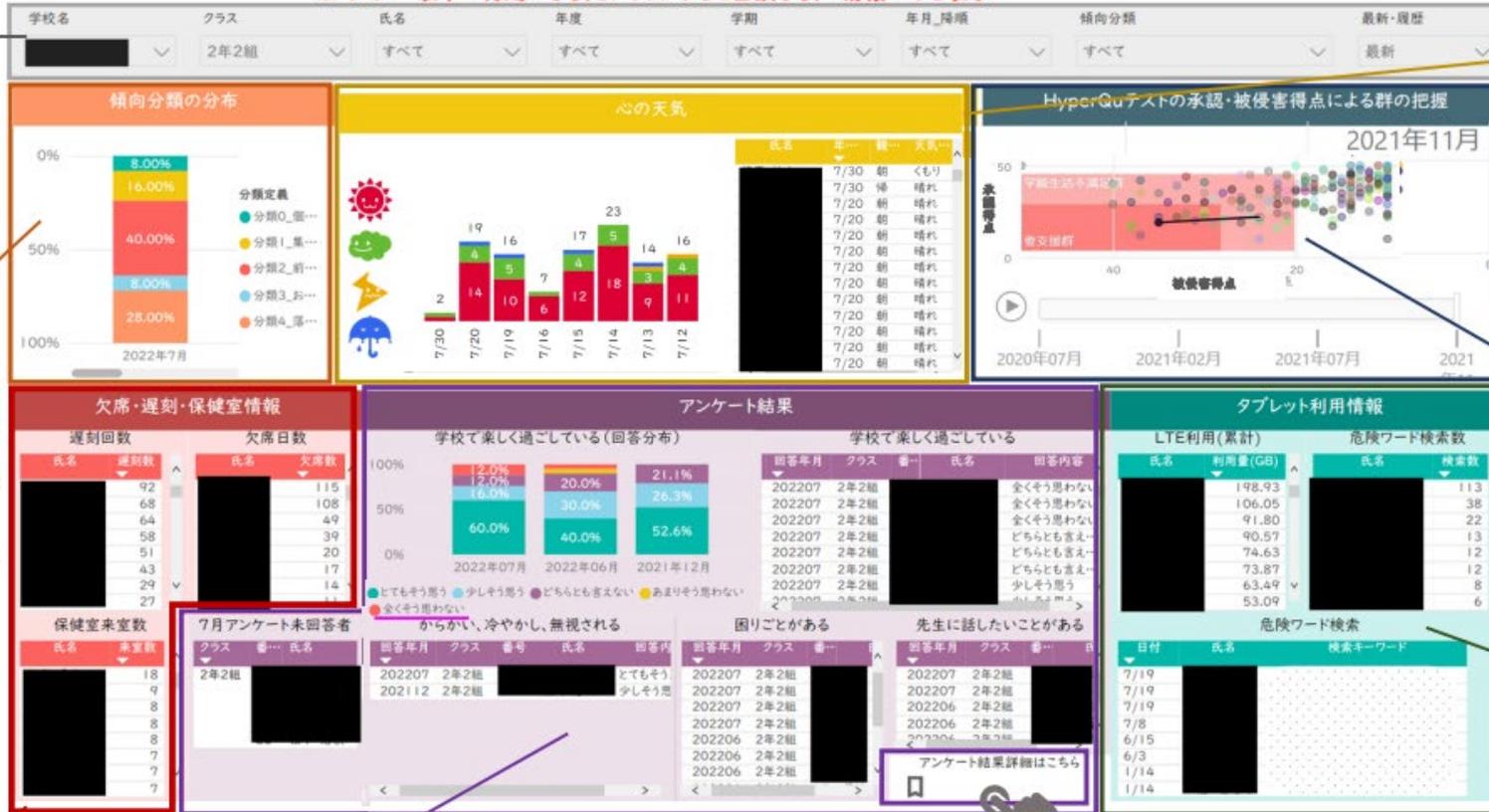
※ グラフ・表中の特定の子供をクリックすると当該子供の情報のみを表示

【サンプル画面】

✓フィルタ  
 ・クラス、年度、年月、学期等の切り口で任意にフィルタ可能

✓傾向分類分布  
 ・傾向分類は、学校生活アンケートを結果もとに、子供たちをグループ分けしたもの  
 ・傾向分類の最新の構成割合を表示

✓欠席・遅刻・保健室情報  
 ・欠席回数等の多い順に氏名を表示



✓心の天気  
 ・心の状態を児童生徒が晴れ・曇り・雨・雷のアイコンで日々入力  
 ・心の天気の入力内容を日付順で表示  
 ・どの児童・生徒がいつ、どの天気を入力したのかを把握

✓HyperQUテスト (中学生のみ実施)  
 ・承認得点と被害者得点の散布図を表示  
 ・カーソルを合わせると氏名を表示  
 ・過去の結果からの変化を表示

✓タブレット利用情報  
 ・LTE利用量  
 ・「自殺」「いじめ」等のキーワード検索を把握  
 ・危険キーワードを一度でも検索した児童生徒を把握

✓学校生活アンケート結果  
 ・「学校で楽しく過ごしている」「先生に話したいことがある」等の学校生活アンケートの質問のうち、気になる回答をしている子供を表示  
 ・「学校で楽しく過ごしている」の回答分布により、回答の変動を把握

※クリックすると、アンケート結果詳細シートに展開

## 分析システム

複数のデータをもとに、相関の状態を可視化



### 分析システムの役割

複数のデータの相関関係やAIを活用して分析

可能になること

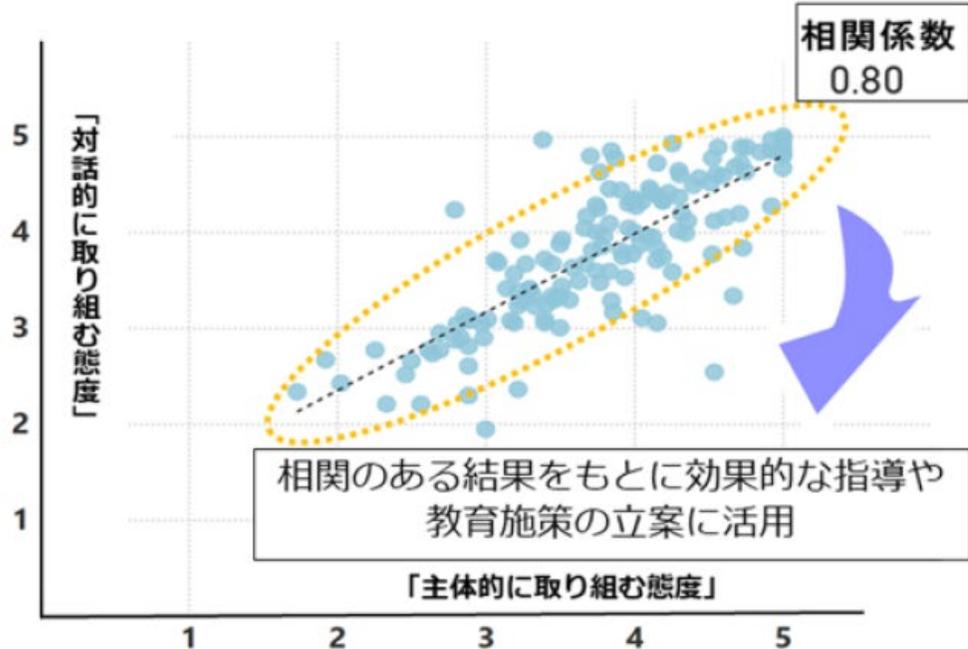
子どもの学力の変化や心の状態の変化の関連性の発見

教育の質の向上につながる効果的な教育施策の立案

#### データの選択

- 主体的に取り組む...
- 対話的に取り組む...
- 人間性
- 自己効力感
- 自己受容感

データは50項目以上から  
選択可能



## デジタル行財政改革取りまとめ2024(令和6年6月18日)抜粋

### 2. 各分野における改革

#### 【教育】

(教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備)

児童生徒1人1台端末環境において、全てのこどもたちの力を最大限に引き出すことができるよう、官民が役割分担して、学びの利便性向上やデータ利活用を推進するための環境を整えるとともに、各学校における効果的なデジタル教材等の導入を促進するためのデジタル基盤の構築に向けた検討に着手したが、**教育におけるシステム間・自治体間のデータ連携に課題がある等の理由で教育データ利活用が全国的な動きになっていない。**

### 進捗や今後の取組

有識者の議論に基づき、政府全体のデジタル基盤の検討状況も注視しつつ、自治体・民間企業・国の役割分担(右図)の下、今後、

- **各自治体が、実態やニーズに応じて学習リソース等を選択・活用**できるよう、システムや学習リソース間の円滑な連携を支える**標準・指針等を策定・更新**

以下のような取組も引き続き推進

- 先進事例の紹介等を行う**教育委員会向け研修**
- **児童生徒の個人情報**の取扱いについて調査実施、周知徹底



教育データの利活用に関する有識者会議高橋委員資料をもとに一部編集

誰一人取り残すことなく、  
全ての子供たちの力を  
最大限に引き出すための  
教育データの利活用



## 參考資料

# 効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について（令和6年度議論のまとめ）【概要】

（令和7年2月教育データの利活用に関する有識者会議）

## 1. 教育データ利活用に関する基本的な考え方

誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すという大目的のために、教育データの利活用を進めることが重要。

- 学校に求められるニーズや期待の多様化が進み、1人1台端末の整備により子供の学習や教師の指導にも影響がある中、デジタルとアナログそれぞれの強みを生かしていくことが重要。
- 教育データ利活用に当たっては、以下を意識することが必要。
  - ① 従来からの教師の観察や見取りとデータで可視化される情報を両立させること
  - ② 教育データ利活用はあくまで目的達成のための手段であること
  - ③ 児童生徒の学びの全体像を常に念頭に置きながらデータ利活用を進めていくこと
- 目的に応じて必要なデータを選択し、活用していくことが重要であり、例えばそれぞれ以下のような目的が考えられる。
  - （児童生徒）自分自身の学びを振り返り、次の学びにつなげていく
  - （教職員）児童生徒の状況を把握し、効率的な学級経営や個別指導・支援につなげる
  - （教育委員会）学校の状況を把握し、指導・助言や施策の改善等につなげる※ 学びの在り方等の変化も念頭に、教育データ利活用の在り方を模索していくことも重要。

## 2. データ利活用に当たって必要となるシステム構成や機能等とその選択

- 教育データ利活用のメリットや役割が最大限発揮されるためには、自治体等がそれぞれの実態やニーズに応じ、主体的に学習リソース等を選択し、活用していくことが重要。
- 現在の状況：
  - 全国学力・学習状況調査参加自治体等は、同調査で活用予定のMEXCBT、そのアクセス機能を有する学習eポータル（※）が必要。
    - ※ 文部科学省で運用費を負担し、必要最低限の機能であるMEXCBTへのアクセス機能を持つ実証用学習eポータル、民間企業が提供する民間学習eポータルがあり、いずれも利用可能
  - その他さまざまな学習リソースは、自治体等において活用の要否も含め、自由に選択。
- 今後：
  - MEXCBTや学習eポータルの基本的な位置付けは維持することが必要
  - 引き続き、各自治体等が実態やニーズに合わせて、必要なシステム構成や機能等の具体的な内容や実現の手法について選択できることが適当
  - データ分析を可能・容易にする仕組み、教育データを可視化する仕組みなどについては、今後、データ利活用の進捗状況や財政負担等を踏まえつつ更に検討を進めた上で、全ての自治体等における整備を目指すべきものとしていくことも考えられる。

## 3. 効果的で持続可能なデータ利活用に向けた取組

- 現状の取組：
    - 各自治体等の主体的な選択を支えるため、教育データの標準化、指針の策定・更新、個人情報の適正な取扱い、教育情報セキュリティの確保、生成AIの学校における利活用に関する考え方の整理、データリテラシー向上に向けた取組などを実施。
  - 課題及び今後の対応：
    - 学習リソースとの連携のハブ的機能を有する民間学習eポータルの対応（※）によっては、自治体等の選択の幅を狭める恐れがあるとの指摘あり。
      - ※ 特定の民間学習eポータルを選択すると、特定の学習リソースに接続できないことでその学習リソースを使えなくなる恐れなど
    - 今後、自治体等の選択を支えるため、技術・運用の両面で以下の対応が必要
- |        |  |
|--------|--|
| 技術的な視点 | - 接続コストの低減、自治体等の業務負荷の軽減にも資する連携・接続に関する標準・指針等の策定・更新（既存の技術指針等のどの部分が不十分かの特定、見直しの必要性の検討）  |
| 運用的な視点 | - 民間学習eポータルは、標準に準拠した製品やサービスからの接続要請には原則対応<br>- 学習eポータル等を変更する場合のデータ移行の保障等に関する標準・指針等の策定<br>- 関係企業の取引について、価格設定を含め、通常の商慣行に照らして適正なものとなるよう努めること |

## 4. 自治体・民間企業・国それぞれが果たすべき役割・終わりに

- |      |   |
|------|---|
| 自治体  | ● 地域の実態やニーズを踏まえた優先順位付けを含めた適切な選択<br>● 必要なシステム構成や機能等の選択・整備 など<br>※ 基礎自治体を中心。都道府県には広域のリーダーシップを期待 |
| 民間企業 | ● 現場の実態やニーズを踏まえた新たなシステムや機能等の開発等<br>● 製品やサービスの特徴や標準に適合していることの見える化 など                           |
| 国    | ● 自治体等の主体的な選択や実装の支援<br>● 標準・指針等の策定・更新<br>● 適合性評価の仕組みなど標準を満たしていることの見える化に向けた取組 など               |

### 今後の展望

- 現在は、自治体等で創意工夫による優良事例を創出する段階。今後、優良事例を共有しつつ、政府全体の動き等も踏まえながら中長期的な観点からの将来像の検討が必要。短期的な対応が求められる課題については、可能な限り早期の取組の具体化が必要。
- 主体・データの真正性確保のための認証基盤の在り方について、関係省庁が連携して検討を進めることが望ましい。識別子については、その検討を見据える必要があり、教育の質的向上の観点や自治体等の負担等も踏まえ、関係者の理解を得ながら検討すべき。
- デジタル技術が急速に進展する中、不断の見直しを続け、柔軟性を持つことも必要。

# 関係システムで取得する教育データの標準化

データの種類や単位が、サービス提供者や使用者ごとに異なるのではなく**相互に交換、蓄積、分析が可能**となるように収集する**データの意味を揃えること**

- (1) データ内容の規格：各国により文脈が異なるため、主に各国が独自に定める必要
- (2) データの技術的な規格：主に国際標準規格を参考に設定

既に標準化されているデータ項目の例

## ① 主体情報

児童生徒、教職員、  
学校等を定義



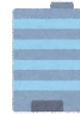
【児童生徒情報】  
生年月日、学年等



【教職員情報】  
氏名、免許等



【学校情報】  
学校コード、児童  
生徒数、学級数等



【学校設置者情報】  
(国立・私立) 法人番号  
(公立) 教育委員会コード等

## ② 内容情報

学習内容等を定義

教科情報、教科書情報、学習指導要領コード等



## ③ 活動情報

何を行ったのかを定義

体力情報、健康診断情報、指導要録情報、在籍証明情報、  
災害給付制度加入情報等



2024年度は、デジタル行財政改革取りまとめ2024に記載のある帳票のデータ標準化、高等学校の指導要録のデータ項目の標準化などを検討し、年度末を目標に「教育データ標準 5.0」を公開予定

# 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）について

## 概要

- 小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、**児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBTシステム**
- 文部科学省が開発
- 現在、公立小学校の90%超、公立中学校のほぼ全てが登録（ほぼ全ての自治体、約2.8万校、約890万アカウントが登録）
- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題約40,000問を活用可能
- 令和5年度の全国学力・学習状況調査中学英語「話すこと」調査において、約100万人が活用。
- 令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（中学校）において活用。
- 令和7年度の全国学力・学習状況調査中学校理科の悉皆実施においても活用予定。
- 「GIGAスクール構想」により実現する「**1人1台端末**」を活用した「**デジタルならではの**」学びを実現

MEXT + CBT  
文部科学省 Computer Based Testing



## 活用の様子：学校や家庭における活用



小田原市立片浦小学校HPより抜粋

## 画面イメージ：見やすいテスト実施画面



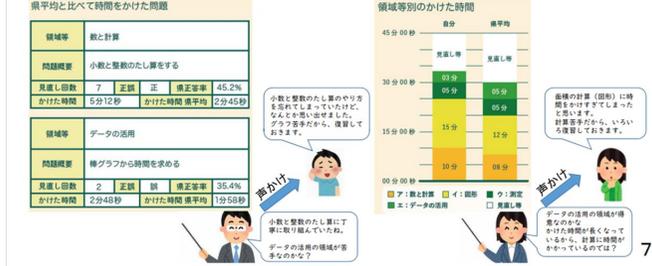
PISA（国際学力調査）公開問題

## 活用の事例：地方自治体独自の学力調査（埼玉県：解答ログデータの活用）

### 4 埼玉県学力・学習状況調査のログデータの活用（児童生徒へ返却）

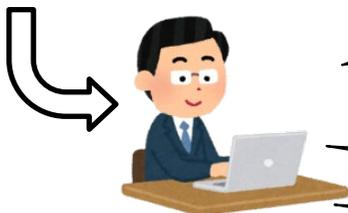
- 【児童生徒用帳票】県平均に比べ時間をかけた問題と領域別のかけた時間の一覧

- 県平均と比べて時間をかけた問題（児童生徒が困った・迷ったと考えられる問題を把握）
- 領域別のかけた時間（児童生徒が時間をかけた領域を把握）



第19回教育データの利活用に関する有識者会議【資料2-2】より抜粋

## MEXCBTを活用した現場からの声（一部抜粋）



MEXCBTは、授業中や放課後に活用したり、家庭学習（宿題）の際に活用したりした。臨時休校中にもこのシステムを活用して家庭学習を行った。

児童生徒は問題を解けば正答率が出て達成度が分かるため、楽しみながら取り組んでいた。今後も利用したい。

教員は配信するだけでテストを利用できて自動採点されるため、印刷や採点の手間が省け、業務効率が向上した。

子どもたちは学習端末を使用した学習にとまどいなく取り組んでおり、私たち大人の想像を超えたスピードだと感じる。

## ○地方自治体におけるデータ活用の現状

地方自治体の抱える課題解決に向けた有効な施策実施のためには、**データを活用した根拠に基づいた政策立案を進めることが不可欠**である。

従来の学校教育では紙資料が中心だったが、1人1台端末の導入等により紙では取得できなかったものを含め様々なデジタルデータが集まってきている今、教育データの活用を行うことで、**根拠に基づいた政策立案や効果的・効率的な指導・支援が可能になることから、教育データの活用が始まりつつある。**

しかし、データ活用を始めるには、準備段階での人的・経済的負担が大きいことから、**各自治体がそれぞれゼロからデータ活用の在り方を検討するのは非効率であり、重要性は分かっているにもかかわらず着手に踏み切ることのできない原因の一つと考えられる。**

## 自治体の取組を支援しその成果を共有するとともに、ノウハウや知見を集約することで 国全体として教育データ活用の取組を前進

### ①自治体のダッシュボード作成支援

自治体において、データ活用の目的等を設定し、それを踏まえて仮説を設定・データの選定等を行い、ダッシュボードを作成する。**作成にあたり、マニュアルの提供やアドバイザーによる伴走支援、ダッシュボード作成の技術的支援を行う。**

- データ分析の**目的**（ミッション、ビジョン）を検討、決定
- データ分析の目的を踏まえて、**どういったデータに相関がありそうか等、仮説を設定**
- 仮説に合致する**データ項目**を検討、決定
- 必要なデータを収集し、**整理・統合**

目的・仮説・データ項目を整理するための  
ロジックモデル作成



ダッシュボードの完成

### ②ダッシュボードの自治体間共有の仕組み（試行中）

①で作成したダッシュボードを、**希望する自治体がいつでも参照・ダウンロードできるプラットフォームを用意する。**

ゼロから作るのは大変  
だけど、他の自治体の  
を参考にすればできる  
かも・・・！



作成したダッシュボードの共有をすることで、**他自治体のダッシュボードを参考に、新たなダッシュボード作成が可能に！ = 好循環が生まれる**

# 教育データの利活用に係る留意事項（第2版）について

## ○本留意事項について

教育データの利活用を行うことで、全ての児童一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援が可能となりますが、教育データを取り扱う際の安全・安心の確保が必要となります。**個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護は大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要です。**そこで、初等中等教育段階の公立学校の教職員、教育委員会の職員等が、児童生徒の教育データ（デジタルデータ）を取り扱う際に留意すべきポイントを、**事例を含めて**まとめました。（令和5年3月第1版公表、令和6年3月第2版公表）

## ○内容

### ★総論編（教育データを利活用する際に気を付けること）

教育データを利活用する際に気を付けることについて、全体的に解説しています。

#### （1）個人情報の適正な取扱い

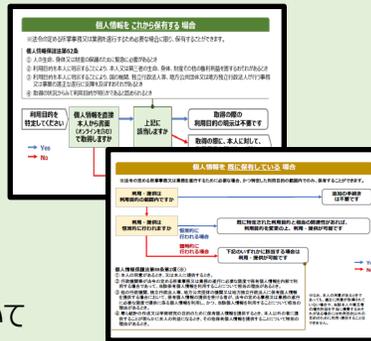
- 教育委員会・学校における個人情報とは
- 個人情報をこれから保有する場合に必要な手続きについて
- 個人情報を既に保有している場合に必要な手続きについて
- 個人情報の取扱いの委託について
- 個人情報等利用における体制及び手続上の留意点

#### （2）プライバシーの保護

- プライバシーの保護において、必要となる体制の構築等について

#### （3）セキュリティ対策

- 組織的・人的・物理的など、多様な安全管理措置



### ★Q&A編（よくあるご質問）

個人情報保護やセキュリティ等について、教育委員会・学校からよく寄せられる質問をピックアップし、掲載しています。

【Q&Aの例】

Q（6）教育データの利用目的を明示するときは、①「誰が」②「誰に対して」明示すればよいですか。

【回答】

- ①「誰が」教育委員会や各学校の教職員が行います。
- ②「誰に対して」本人である児童生徒に対して、利用目的を明示する必要があります。また、学校の教育活動への理解を得る観点から、児童生徒の発達段階、学校の実態や教育データの種類に応じて、保護者に対しても利用目的を明示すると、より丁寧な対応となります。

※今後、教育データの利活用が進むにつれて、新たな課題や論点についての議論が深まっていくことが想定されるため、その際は改訂を行う予定です。



データがどのように扱われるかわからない  
何がOKなのかかわからない  
何が法令に抵触するかわからない

不安で利活用がしづらい



### 留意事項

やってよいこと

議論が必要なこと

やってはいけないこと

安心して利活用

## 第2版で新たに追加

### ★手順編

各教育委員会・学校において児童生徒の教育データを取り扱う際の手順について、実際の流れに沿って具体的に解説しています。「必ず行うべきこと」と「行うことが望ましいとされること」に分けて記載をしています。

【「必ず行うべきこと」の例】

留意点	具体的な対応例
【①】 a 利用目的を超える利用・提供を行う際は適切な対応を行う 教育委員会は、既に取得しているデータを利用目的の範囲を超える利用・提供を行う場合は、利用目的の変更を行わなければならない。 利用目的の変更を行う場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限ります。 ※個人情報保護法第 69 条第 2 項の要件を満たしている場合は、これらの対応は不要です（「1. 総論編 1.3.3」参照）	利用目的を変更する例 ・児童生徒の成績処理を行うために取得したデータを、教育委員会が学校毎の成績状況の把握のための統計作成に活用する場合

### ★事例編

学校が、学習用ソフトウェア等を導入し教育データを活用する5つのシナリオにおいて、当該自治体・学校が個人情報の適正な取扱い等の観点から行う主な対応を紹介しています。

【事例（一部）】

事例1：A市立B小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

事例2：A県立C高等学校において、生徒が、問題を解いて習熟度に応じたフィードバックを得られるデジタルドリルを利用する